

うなぎ稚魚漁業の許可にかかる基本方針

【基本方針】

岐阜県漁業調整規則（令和2年岐阜県規則第110号。以下「規則」という。）第4条第1項に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可について、規則及び他の法令に規定するもののほか、この方針により処理する。

【許可の基準】

許可をすべき漁業者の数が漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により公示した者の数を超える場合においては、次の各号の順に優先順位を設け、許可する者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

- (1) 前年度にうなぎ稚魚漁業の知事許可を受けた者（以下「実績者」という。）が、当該漁業の許可の申請をした場合
- (2) 地域漁業の維持・発展に資するため、実績者との調整が図られており、知事が適当と認めた場合
- (3) (1)、(2) 以外の場合であって、申請した操業区域において、1年に30日以上漁業を営む者が申請した場合
- (4) (1)～(3) 以外の場合

【許可等の条件】

規則第13条第1項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。

- (1) 許可を受けた者は、知事が漁獲の状況について中間報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (2) 許可を受けた者は、知事が出荷先及び出荷数量について報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (3) 従事者が許可の内容に違反したときは、この許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
- (4) この許可により漁獲したうなぎの稚魚については、輸出貿易管理令に基づく場合を除き、国外への輸出を禁じる。
- (5) 操業に従事できる従事者数の最高限度は下表のとおりとする。

漁業の種類	操業区域	人数
火光利用のすくい網漁業（うなぎ稚魚漁業）	大垣市今福町難波野堰堤から下流、今尾橋の右岸上流端の上流300メートルの点と今尾橋の左岸上流端の上流300メートルの点を結ぶ線までの揖斐川	5

	高田橋の下流端から下流、揖斐川との合流点までの牧田川	
	今尾橋の右岸上流端の上流300メートルの点と今尾橋の左岸上流端の上流300メートルの点を結ぶ線より下流の岐阜地域の揖斐川 ハリヨ橋の下流端から下流、揖斐川との合流点までの津屋川	100
	大藪大橋の下流端から下流の岐阜地域の長良川 東海大橋の上流端から下流の岐阜地域の木曽川	115
	馬飼頭首工えん堤下流端の下流200mから東海大橋上流端までの木曽川	15
そで網漁業（うなぎ稚魚漁業）	大垣市今福町難波野堰堤から下流、今尾橋の右岸上流端の上流300メートルの点と今尾橋の左岸上流端の上流300メートルの点を結ぶ線までの揖斐川 高田橋の下流端から下流、揖斐川との合流点までの牧田川	5
	今尾橋の右岸上流端の上流300メートルの点と今尾橋の左岸上流端の上流300メートルの点を結ぶ線より下流の岐阜地域の揖斐川 ハリヨ橋の下流端から下流、揖斐川との合流点までの津屋川	100
	大藪大橋の下流端から下流の岐阜地域の長良川 東海大橋の上流端から下流の岐阜地域の木曽川	115
	馬飼頭首工えん堤下流端の下流200mから東海大橋上流端までの木曽川	15

【従事者等】

許可を受けた者が、操業に従事する者（以下「従事者」という。）を選定する場合は規則第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者でなければならない。

【資源管理の状況等の報告】

- ・法第58条において読み替えて準用する法第52条第1項及び規則第21条第1項に基づく資源管理状況の報告の様式は、別紙様式1とする。
- ・許可を受けた者に従事者がいる場合には、従事者ごとに採捕状況（参考様式）を報告させることとする。

【漁業の停止】

全国のうなぎ養殖業の池入数量の管理のために、水産庁がシラスウナギの採捕停止を要請した場合には、県は許可を受けた者に対して、シラスウナギの採捕の停止を通知することとする。

【附則】

この方針は、令和5年11月30日から施行する。

【附則】

この方針は、令和6年9月9日から施行する。

別紙様式 1

シラスウナギの採捕数量等に関する報告

許可を受けたもの：〇〇

許可番号： 〇〇

1. 採捕数量

採捕月 (月)	採捕数量 (kg)	供給先 内訳数量 (kg)	取引価格 (千円/kg)	供給先 (集荷人)	最終出荷先	
					出荷先	出荷数量 (kg)
(上旬) 月 日 ~ 月 日						
(中旬) 月 日 ~ 月 日						
(下旬) 月 日 ~ 月 日						

注：報告の提出期限等

- ・月毎の報告については、翌月の10日までに報告願います。
- ・供給先については最終的な出荷先（養鰻業者等）及び数量を報告願います。

参考様式

シラスウナギの採捕数量等に関する報告（従事者）

氏名： _____

許可番号：〇〇 _____

2. 採捕数量

採捕月 (月)	採捕数量 (kg)	供給先 内訳数量 (kg)	取引価格 (千円/kg)	販売先	関係者名 (グループで採捕した場 合全員の氏名記入)
(上 旬) 月 日 ~ 月 日					
(中 旬) 月 日 ~ 月 日					
(下 旬) 月 日 ~ 月 日					